

#### IV 入院中の評価の留意事項

##### 3 裁判申し立て時の評価項目

###### 1) 退院を申し立て時

- 共通評価項目による疾病や治療反応及びリスクアセスメントないしマネジメントの評価を実施。
- これを通して社会復帰期の到達目標に達した場合は、新病棟処遇評価会議（仮称）で評価を行なった後、病院長の了解を得て退院の申し立てを行なう。

###### 2) 入院継続を申し立て時

- 共通評価項目による疾病や治療反応及びリスクアセスメントないしマネジメントの評価を実施。
- これを通して病状が十分に社会復帰期の到達目標に達していない場合は、新病棟処遇評価会議（仮称）で評価を行った後、入院の継続を申し立てる。